

津市環境管理推進組織に関する要綱

平成18年1月1日訓第58号

改正 平成18年5月8日訓第189号
平成19年3月30日訓第14号
平成20年3月31日訓第18号
平成27年3月31日訓第23号
令和2年3月31日訓第22号
令和6年3月29日訓第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における環境管理システム（以下「システム」という。）を維持するための環境管理推進組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 環境管理推進組織の構成は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境管理総括者 市長
- (2) 環境管理副総括者 環境部環境政策課の事務を所掌する副市長及び他の1人の副市長
- (3) 環境管理責任者 環境部長
- (4) 環境管理副責任者 環境部次長
- (5) 実行部門長 環境管理責任者が指名する職員
- (6) 主任環境管理推進員 環境管理責任者が実行部門長と協議して指名する職員
- (7) 環境管理推進員 環境管理責任者が実行部門長と協議して指名する職員
- (8) 代表内部環境監査員 政策財務部長
- (9) 内部環境監査員 環境管理総括者が任命する職員

(環境管理総括者)

第3条 環境管理総括者は、システムに係る総括を行うものとする。

(環境管理副総括者)

第4条 環境管理副総括者は、環境管理総括者を補佐し、環境管理総括者に事

故があるとき、又は環境管理総括者が欠けたときは、環境部環境政策課の事務を所掌する副市長、他の 1 人の副市長の順にその職務を代理する。

（環境管理責任者）

第 5 条 環境管理責任者は、システムの維持に係る総括を行うものとする。

（環境管理副責任者）

第 6 条 環境管理副責任者は、環境管理責任者を補佐し、環境管理責任者に事故があるとき、又は環境管理責任者が欠けたときは、その職務を代理する。

（実行部門長）

第 7 条 実行部門長は、その所属する部等におけるシステムの維持に係る総括を行うものとする。

（主任環境管理推進員）

第 8 条 主任環境管理推進員は、実行部門長の指示により、その所属する課等におけるシステムの維持に係る総括を行うものとする。

（環境管理推進員）

第 9 条 環境管理推進員は、主任環境管理推進員の指示により、その所属する課等におけるシステムを維持するものとする。

（代表内部環境監査員）

第 10 条 代表内部環境監査員は、システムに係る監査を行うとともに、当該監査に係る総括を行うものとする。

（内部環境監査員）

第 11 条 内部環境監査員は、システムに係る監査を行うものとする。

（環境管理委員会）

第 12 条 システムに関する重要な事項について審議するため、津市環境管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長には環境部環境政策課の事務を所掌する副市長を、副委員長には環境部長をもって充てる。

4 委員には、津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する部長（環境部長を除く。）、内部統制担当理事、津市支所及び出張所処務規程（平成 18 年津市訓令第 1 号）第 4 条第 1 項に規定する総合支所長、上下水道事業局長、上下水道管理局长、消防次長、会計管理者、三重短期大学事務局長、議会事務局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、選挙管理委員会事務局選挙担当理事、監査事

務局監査担当理事及び農業委員会事務局農地・農業振興担当理事をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

8 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

9 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、識見を有する者から意見を聴き、又は関係職員の説明を求めることができる。

10 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、環境管理推進組織に関し必要な事項は、環境管理総括者が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年5月8日訓第189号）

この訓は、平成18年5月10日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓第14号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓第18号）

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第23号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓第22号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓第34号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。